

令和2年3月19日

福岡県知事	小川洋 殿
福岡県教育委員会教育長	城戸秀明 殿
福岡市長	高島宗一郎 殿
福岡市教育委員会委員長	星子明夫 殿
北九州市市長	北橋健治 殿
北九州市教育委員会委員長	田島裕美 殿
福岡県公安委員会委員長	伊達健太郎 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪
をなくす会 代表理事(弁護士) 後藤 啓

二

(野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員)

3度目の児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める要望書

1 児童相談所(児相)と市町村、警察との全件共有と連携しての対応につきましては、現時点で32の自治体で実現し(今後実施するとの方針を公表している2自治体を含む)、半数近くの自治体で取り組まれておりますが、福岡県、福岡市、北九市では、私どもから昨年の2019年2月と6月に要望書を提出してのお願いにもかかわらず、いまだ受け入れていただけないまま、救えたはずの子どもの命が救えなかった事件を含め深刻な虐待事件が続発し続けております。

昨年の2019年11月、福岡県田川市で、2018年11月下旬に三男(当時1歳)が両親からエアガンでBB弾を数十発撃たれ傷害を負わされ、その後衰弱死させられた事案で父親は傷害罪、保護責任者遺棄致死罪で、母親は保護責任者遺棄致死罪で起訴される事件が発生しました。児相は2018年1月に長男(当時3歳)につき「頬に傷があり虐待でないか」という通報を受け、2019年7月には三男について「泣き声がせず心配である」との通報を受けていました。しかし、1月の通報については、両親が否定し、3歳の長男も否定したとして「虐待でない」と判断し、7月の通報についても「虐待ではない」として20日間も安全確認せず、警察にも連絡していませんでした。また、田川市は、この家庭を「要支援家庭」として把握し、唯雅ちゃんが生きている間職員が母親に18回面接したが、唯雅ちゃんを確認できたのは2回だけで、それ以外は「親に預けた」などとの説明を受け、「虐待がある」という認識はなかった」と説明しています。

また、2019年3月には、筑紫野市で児相が関与していた家庭において、小2女兒が真冬に長時間水風呂につけられるなどの凄惨な虐待事件につき、母親と交際相手の男が逮捕される事件が発生しています。児相は「外傷がなく虐待ではない」として警察に連絡しないままでしたが、学校からの通報があり、ようやく警察に連絡し警察が母親らを逮捕しました。学校からの通報がなければ死に至らしめられる危険性がかなり高かった事件です。

さらに、2018年5月、北九州市で父親が男児(4歳)をテレビ台の引き出しに押し込め低酸素脳症で死亡させた事件では、2月に児童相談所は病院からの通告で次女(2歳)にやけどがあることを把握し家庭訪問しましたが、母親から「子どもがストーブに座った」と説明され、「子どもは両親になついている」として「虐待はない」と判断し、警察に連絡していませんでした。

また、本年2月には、福岡市で、長男の虐待に気づいた学校が児相に連絡し児相が家庭訪問した際、「ママが叩いた」と児相職員に証言した三男を父親が激高し、児相職員の目の

前で殴ったにもかかわらず、児相職員がそのまま帰ってしまったという事案が発生しています。

2 他の多くの自治体では関係機関の連携の重要性につきご理解賜り、私どもの要望を受け入れていただけるようになっております。現時点で全国の半数近くの道府県・政令市で、児童相談所と警察の全件共有と連携しての活動が実現、ないしは実現予定するに至っております。また、本日父親に判決が出されました千葉県野田市心愛さん虐待死事件を受け、昨年5月に文科省から出された「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」では、学校は外傷事案は警察に連絡するよう定められるなど、全国的に関係機関の情報共有と連携しての活動は大いに進んでいます。

しかしながら、全国的な流れに反して、依然として警察への情報提供を一部に限定したままの福岡県、福岡市、北九州市では、児童相談所が警察と連携して活動していれば救えるはずであった上記の各事件や、千葉県野田市心愛さん事件、東京都目黒区結愛ちゃん事件など多くの子どもの命を救えなかった事件の教訓を全く生かすことなく、再び同様の事件を起こしてしまうことになりかねません。

田川市、北九州市の事件では母親の説明を信じ、虐待はないと判断し、田川市の事件ではその後通報があったにもかかわらず警察に連絡していません。親の言い分をうのみに、「この事案は虐待でないから、警察と連携しなくても大丈夫」という判断は、子どもに危険極まりないことです。また、筑紫野市の事件では、保護者は虐待として水風呂に入らせたのは「たたいてあざが残るといけないと思った」と供述しているとおおり、悪質な保護者ほど傷やあざが見えるところにつかないように虐待することから、警察との情報共有の対象を「虐待による外傷」事案に限定してしまうと、このような悪質な事案が共有の対象とならないことになってしまうのです。

いずれの事件も虐待リスクの安易な判断から他機関と情報共有も連携もしない案件を抱え込んでの対応に至るまで極めて問題があり、特に警察との情報共有の対象を「虐待による外傷」が認められる事案に限定することの危険性を明らかにしたものとなっています。このままでは福岡県・福岡市・北九州市ではいつまでも同様の事件が起り続けます。

また、福岡市の事件では、昨年5月に出された文科省の「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」では、学校は外傷事案は警察に連絡するよう定められているにも関わらず、学校は警察に通報していませんでした。千葉県野田市心愛さん虐待死事件をはじめ学校が児相に連絡しても子どもが守られない事件を教訓とし作成された文科省の手引きを福岡市の教育委員会・学校は無視しているのではないかと危惧されます。

3 そこで、福岡県、福岡市、北九州市におかれましては、下記の連携にお取り組みいただきますよう要望いたします。特に①は必須です。どこに虐待されている子どもたちが居住しているかという情報すら、警察が知らされないままでは、警察が110番通報、DV対応、迷子・家出少年の保護等の日常の警察活動で虐待家庭や被害児童に接しても、虐待を見逃し子どもたちを救うことができず、最悪虐待死に至ってしまいます。東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件はそういう事件です。家庭という密室で逃げることも助けを求めることもできずに虐待を受けている子どもたちは、児相だけに助けてほしいなどと望んでいません。暴力被害に遭った大人がそうであるように、警察にもというよりも、警察にこそ助けてほしいと願っているのです。しかしながら、どこに虐待されている子どもがいるかという情報すら警察に提供しない福岡県・福岡市・北九州市の対応は「きみたちは、警察に助けられなくていいんだよ。」と言っているのに等しいのです。また、教育委員会には、文科省の上記手引きの遵守をお願いいたします(⑦)。

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、威嚇的言動、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待による

ものか不明、親が否定するものを含む)がある場合、新たな同居人等の出現、ネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じるおそれがあると認められる場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置するとともに、対応した状況を速やかに児相、市町村に通報する。

③ 市町村は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合など子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。長期間欠席、不登校事案についても同様に関係機関で必要な情報共有の上連携して活動する。

④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合にはあらかじめ事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市虐待担当部局、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑥ 要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を警察に連絡し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には緊急に保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。(福岡県には管内の市町村に対してご指導をお願いします。)

⑦ 教育委員会、学校は、令和元年5月9日「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」に従い、外傷が認められる事案等については、警察に連絡するよう徹底する(福岡県教育委員会には管内の市町村教育委員会に対してご指導をお願いします。)

⑧ 児童相談所と市関係部局、警察、学校等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

「全件共有」は第一歩にすぎません。全件共有を機に、相互に他の機関の業務の理解が進み、信頼関係が構築されることにより、多くの機関でより密接に連携した取組ができるようになり、それまでより格段に多くの子どもたちを救うことができるようになるのです。どこに虐待されている子どもがいるかすら知らせない児相の対応のままでは、他の機関はどうしようもありません。多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、知事、市長のリーダーシップで、役所の縦割りを排し児相と市町村、警察の情報共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命をお守りいただくようお願いいたします。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事 後藤啓二(弁護士)103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2-314
tel 090-2563-5206 fax 03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp
<http://www.thinkkids.jp/> <https://facebook.com/thinkkidsjp>